

## 仙台市民オンブズマン ホームページ・ リニューアルのお知らせ

仙台市民オンブズマン  
弁護士 鈴木 覚

仙台市民オンブズマンのホームページが10月からリニューアル公開されました。

新しいホームページでは、「仙台市民オンブズマンとは」・「オンブズマンの自由帳」・「オンブズマン会報」・「タイアップグループの部屋」等の一般的な事柄のご紹介とともに、訴訟案件についての期日報告やシンポジウムや会合等のトピックスを、ブログを用いることにより、随時、ホームページにアップしていくことができるようになりました。

裁判期日の内容や進行、シンポジウムの様子や感想等が、日々更新されていきますので、仙台市民オンブズマンから市民の皆さんに対する情報発信として、新ホームページが今後重要な役割を果たしていくことになると期待しております。

新ホームページのアドレスは、「<http://sendai-ombuds.net/>」です。インターネット検索で「仙台市民オンブズマン」と入力して検索していただいている上記アドレスにたどり着けると思いますので、ぜひご覧下さい。

## 第15回 全国市民オンブズマン 大 会 報 告

仙台市民オンブズマン事務局長  
弁護士 野呂 圭

2008年8月30日、31日の両日、千葉市において第15回全国市民オンブズマン大会が開催されました。今年は、「オンブズが チェンジさせつべ 地方議会」というテーマのもと、全体会では千葉大学法経学部教授の新藤宗幸氏の講演「住民自治に応える地方議会とは」、議会アンケート調査報告がなされました。また、談合、公共事業、議会改革、監査制度、初めての市民オンブズマンの5つの分科会では各地の報告や意見交換がなされました。

大会二目には、①議会が言論の府としてふさわしい審議や討議を行い議会活動を活性化させる

ため、これを妨げる議会規則の内容や慣行を見直すよう求めること、②議会・議員の活動に注目し、議会活動が的確なものとなるよう監視すること、③議会活動に市民が参加しやすい制度・システムを確立し、議会や議員活動の透明化を求めるこ、④議員監査委員の廃止、市民感覚に反する費用の見直し等を求めるとともに、議会・議員活動で使用した費用の使途について、私たち市民が容易にチェックできる制度を確立させること、⑤議会・行政など地方公共団体に違法な財務会計行為が発覚した場合には、その是正を求める住民監査請求や住民訴訟に積極的に取り組むこと、を内容とする大会宣言が採択されました。仙台でも議会ウォッチが始まり、地方議会改革が最大の課題となっており、そういう意味では時宜に適った大会だったと思います。



## 北海道・東北 市民オンブズマン ネットワーク報告

北海道・東北市民オンブズマンネットワーク事務局長  
弁護士 千葉 晃平

12月6日（土）・7日（日）、雪舞う山形市において、北海道・東北・新潟・栃木から70名を超える参加を得て、半年に一度のネットワーク例会（第33回）が開催されました。

『こんなことで教員採用が!? 一大分からの生の声』と題する永井敬三さん（おおいた市民オンブズマン代表）の講演は、マスコミ報道では知ることの出来ない金品教育行政の根の深い問題、真の被害者の存在等々、まさに『生の声』をお話いただき、具体的な資料解説とともに、とても興味深い内容でした。『政務調査費って!? 一宴会、デジカメ、週刊誌などなど』では、各地のオンブズマンから政務調査費用の使途の実態などが報



告され、『議員の常識』と『市民の常識』のかけ離れた実態が明らかにされるとともに、オンブズマンとしての今後の取組が検討されました。

次回は、2009年6月6日（土）・7日（日）に青森・弘前で開催予定です！市民の方々とともにるべき行政・議会の姿を考えていきたいと思いますので、是非、ご予定・ご参加下さい。

では、幻想的な『銀世界』の山形に感謝し、雪解けの青森・弘前を楽しみにしつつ、失礼します。



## 仙台市議海外視察訴訟

仙台市民オンブズマン代表  
弁護士 十河 弘

この訴訟では、仙台市議9名（A班5名、B班4名）に対し、海外視察費用（1人約100万円）の返還を求めていました。A班は平成18年5月2日～同月10日、イスタンブル・カイロ・アテネを訪問し、B班は同年10月24日～同月31日、ジェノバ、ローマ等を訪問しています。証人尋問の結果、議員の政策課題実現の意欲が皆無であることが分かりました。例えば、B班はイタリアサッカー協会を訪問して、イタリアプロ4選手の足型取りの依頼をしたと弁解しましたが、4選手の所属しているクラブチームには依頼すらしていないことが判明しました。本気で足型を実現するなら、これをしないはずはありません。また、B班はジェノバ旧市街地区（世界遺産）、王宮、キヨッソーネ東洋美術館、サンピエトロ大聖堂、バチカン美術館、ボルゲーゼ美術館、ポンペイ遺跡などの観光地を訪問しています。移動時間を除いた4日のうち、実に3日間がこれら有名観光地の視察です。判決言渡日は以下のとおりです。ご注目下さい。

判決言渡日 2008年12月18日(木)午後1時10分

## 県議海外視察

仙台市民オンブズマン  
弁護士 坂野智憲

宮城県では県会議員は任期中2回120万円の範囲で海外視察ができるとされていました（現在は100万円以内）。地方自治法では、海外視察は議案の審理などに必要な場合に議会が派遣するとされているのですが、実際には観光旅行と大差ない視察内容となっています。そこでフランス海外視察、ルーマニア・イタリア等海外視察、アメリカ・カナダ海外視

察についてその費用の返還請求を求めているのがこの裁判です。先日フランス視察について石川光次郎議員の証人尋問が行われました。この視察は自民党県民会議の議員3名が派遣されているのですが、実は自民党県民会議の議員7名によるフランス視察旅行のために海外視察制度を利用したものです。他の4名の議員は政務調査費で費用を賄っていました。石川議員は航空運賃について91万円を要するとして総額120万円を受領しましたが、実際には航空運賃が67万円しかかからなかったとの理由で後日差額を返還しました。しかしそれはオンブズマンが監査請求をした後にしかも旅行会社への支払い終了後半年もたってからのことです。また他の4名の議員の航空運賃はエコノミークラスで12万円しかかっていないことも分かりました。このように視察が観光旅行と大差ないということにとどまらず、公金の使い方が杜撰かつ不明朗であり、今後の裁判ではこの点を明らかにしていこうと考えています。

## 県警旅費高裁差し戻し審について

仙台市民オンブズマン  
弁護士 松澤陽明

県警総務課が捜査用務で使ったという出張旅費はカラではないかと追及している訴訟は、本年12月25日に高裁の判決が出されます。一審は出張が為されていない疑いが濃厚であるとして旅費の返還を命じていました。高裁は監査請求期間内に請求が為されていないとして訴えを不適法としていましたが、最高裁が監査請求の遅れには正当な事由があるから訴えは適法とし、事件を高裁に差し戻したので、改めて高裁で判決が下されるものです。差し戻し後の審理は、出張をしたという警察官の証人尋問が改めて行われましたが、捜査用務で会っていたという相手方の存在、具体的な捜査案件の有無も曖昧で、証言の信憑性はありません。様々な周辺の事実や事情を総合して合理的に考えれば出張は為されていない

と判断した一審判決が維持されるか否か注目したいと思います。

## 地下鉄南北線の補助金支出の違法是正訴訟について

仙台市民オンブズマン  
弁護士 松澤陽明

南北線の収支が赤字のため、一般会計から多額の補助金が出ています。需要予測の間違いから発生した赤字を補助金で穴埋めすることを地方公営企業法は許していません。又、市側が南北線は将来的に採算が取れるというならば、補助金を出す必要はなく一般会計から貸付で、将来は返してもらえるようにすべきです。

ところが、仙台高裁の判決は、地下鉄事業が補助金なしには成り立たない実情から、法令で一般会計が負担しうる経費以外にも、事業の性質上「個別具体的に補助する必要がある場合がある」として、臨時例外的な特別な場合にのみに限定している補助金の支出を実質的に野放しにしました。法令順守を不要とするような判決ですから上告をしました。詳細はホームページをご覧下さい。

## 宮城県議会政務調査費 (平成15年4月分)住民訴訟

仙台市民オンブズマン代表  
弁護士 十河弘

昨年11月13日、仙台地裁は県議会各会派に対し、約665万円の返還を命じる判決を言い渡しました。県、各会派は、オンブズマンとともに控訴し、現在、控訴審の最終段階にあります。平成15年4月は統一地方選挙のまっただ中で、多くの県議は選挙活動で政務調査活動どころではなかったはずです。仮に政務調査活動をしたとしても、自家用車を利用して移動したのですから、燃料費くらいしかかかっていないはずです。しかし、なんと多くの県議は50km未満の移動で1,0800円もの政務調査費を受領していたのです。これは、県議が勝手に「報酬等に関する条例」の別表3を準用した結果です。実費を大幅に超える金額を受領する体質はずっと前から現在まで続いているわけです（県の平成16年度、18年度の訴訟参照）。控訴審では各会派の県議の証人尋問を終えて、秘密主義、水増し請求体質が明らかになりました。来年2月ころには結審し、その後控訴審判決が下される予定です。隨時オンブズマンのホームページで情報提供していきますので、ご注目下さい。

## 宮城県議会政務調査費 (平成16年度)住民訴訟

仙台市民オンブズマン  
弁護士 鶴見聰志

平成16年度訴訟（仙台地裁3民）は、これまで

18回の口頭弁論が行われた。今年の2月から7月には、12名の議員に対し、証人尋問が実施された。尋問から明らかになったことは、議員がコピー機等の事務用品にかかる費用やホームページ運営費、宿泊費といったおよそ政務調査のみに使用されることはない費用を按分することなく全額政務調査費として「お手盛り」を行ってきた事実である。また、自家用車を運転すれば運転するだけ「お手盛り」となる簡便計算方法については、去る12月1日、17年度政務調査費訴訟において、簡便計算方法自体が違法であるとのオンブズマン完全勝訴の判決が出された。

本件訴訟では、簡便計算方法だけでなく、事務費や広報費等を名目とした議員の「お手盛り」に対しても、違法性が断罪されるであろう。

訴訟は、まさに終盤を迎えており、無所属菊地浩議員が補助参加したことにより、次回期日（年明け1月15日午後1時30分）において、同議員に対する証人尋問が実施されることになった。是非多くの方に傍聴をお願いしたい。

## 宮城県議会政務調査費 (平成18年度)住民訴訟

仙台市民オンブズマン事務局次長  
弁護士 菊地修

県議会の平成18年度分の政務調査費についても、従前同様旅費簡便計算方法始め、違法支出のオンパレードであった。そこでオンブズマンは、本年5月21日監査委員に対して住民監査請求を行った。今回の監査請求の特徴はどうせ議会出身の監査委員のもとでは結果が見えていたことから、個別外部監査を求めたことである。しかし監査委員はこれを拒否し、7月18日監査請求を棄却した。そこでオンブズマンは8月12日仙台地方裁判所に住民訴訟を提起した。

今回の訴訟は、旅費簡便計算方法の外に個別違法支出を問題にしているが、とくに看過できないものに絞った。問題にしているのは、コンビニから週刊誌を購入するなどの資料購入費、議員個人や会派、政党・政治団体の広報、会議に政務調査費の広報費、会議費が使われていること、按分しない事務費・人件費等である。

旅費については本年12月1日H17訴訟で仙台地裁はオンブズマンの請求を全額認容する画期的な判決が出た。この判決はH18訴訟にも大きな影響を与えること必至である。

H16、H17訴訟に引き続き本訴訟についても皆様のご支援をよろしくお願いします。

## 県警報償費情報公開訴訟控訴審 (第2次)

仙台市民オンブズマン  
弁護士 鈴木覚

平成11年度宮城県警刑事部、交通部、警備部の

報償費に関して、県警本部長が行った非開示処分に対し、非開示処分の取り消しを求める訴訟の控訴審です（犯罪捜査報償費に関する情報公開訴訟としては第2次訴訟となります）。一審の仙台地裁は、平成20年3月31日判決では、平成11年度の犯罪捜査報償費のほとんど全部は架空であったと認定した上で、領収書の個人作成部分を除きその余は全面開示を命じましたが、その控訴審になります。控訴審では、別件3次訴訟で実施された証人尋問の結果を証拠として提出するなどした上で、双方から最終準備書面を提出し、11月13日に結審しました。

判決言渡しは、平成21年1月29日午後1時10分です。どのような判断がなされるのか、期待しております。

## 県警報償費情報公開訴訟 (第3次)

仙台市民オンブズマン  
弁護士 鈴木 覚

平成12年度宮城県警刑事部鑑識課・鉄道警察隊・生活保安課の3つの部署における犯罪捜査報償費の支出文書に関して、非開示処分の取消を求めているものです（犯罪捜査報償費に関する情報公開訴訟としては第3次訴訟となります）。仙台地裁第1民事部に係属しており、本年7月8日に、上記3つの部署の、元課長や隊長らに対する証人尋問が実施されました。

この3次訴訟に関しても、11月25日、原被告双方から、最終の準備書面を陳述し、結審いたしました。

判決言渡しは、平成21年3月3日午後1時30分と指定されました。

## 県警捜査報償費返還請求事件

仙台市民オンブズマン  
弁護士 小野寺 信一

裏金にまわされた宮城県警の平成12年度の鉄道警察隊と生活保安課の犯罪捜査報償費の返還を求める住民訴訟である。

当時の宮城県警の全ての課は捜査協力者に犯罪捜査報償費を支払ったかのような会計書類を偽造し、その全額を裏金にまわしていた。鉄道警察隊と生活保安課は氷山のごくごく一部であり、県警の全ての課、全ての警察署において同様のことが行われていたのである。そのことを詳細に裏付ける準備書面を既に提出し、浅野史郎前宮城県知事の証言調書、浅野前知事が内部告発者に会って不正支出を確認したことが記されている著書等を証拠に出した。加えて、別件で証人尋問をした平成12年度の鉄道警察隊の隊長と平成12年度の生活保安課の課長の尋問調書、内部告発者が生活保安課の課長と同一人物であることを示す筆跡鑑定書を提出し、提訴から2年半を経て、12月1日に結審した。来年2月2日午後1:10に判決が出る予定である。

## 外務省国賠請求事件

仙台市民オンブズマン  
弁護士 今泉 裕光

外務省国賠請求事件は、現在控訴審が進行中です。控訴審での外務省の主張の要旨は「情報開示の決定が遅れたとしてもオンブズマンには損害がない」との内容ですが、このいわゆる「損害論」は第一審でもさんざん議論をしていたところです。にもかかわらず、控訴審でまた議論を蒸し返してきました。これは「決定が遅れたことに正当な理由があるかどうか」という議論に入りたくないために蒸し返してきたとしか考えられません。一般市民の方からすると不思議に思われるかも知れませんが、オンブズマンはいわゆる「権利能力なき社団」として裁判の原告にはなれるわけですが、一般に個人以外には精神的損害=慰謝料はないと考えられているのです。外務省側は、この点を衝いてきたのですね。でも、私たちとしては、オンブズマンへの情報開示決定が遅れたことによって、行政の不正をチェックするというオンブズマン本来の行動が妨げられ、それによって無形の損害を被ったと思っています。そして、これを金銭に評価して賠償を求ることはできると考えているのです。本件の本質的な争点は「決定が遅れたことに正当な理由があるかどうか」という点です。外務省には、正々堂々「決定が遅れたことに正当な理由があるかどうか」の議論に入ってもらいたいところです。

## 東北文化学園大学

仙台市民オンブズマン  
弁護士 三浦 じゅん

平成17年に提起した東北文化学園大学の訴訟もいよいよ1月の次回期日で結審（予定）となりました。仙台市は東北学園大学設置認可の際約8億円もの補助金を支出しました。しかし実際は学園大が故意に財務状況を健全なものに見せかけたため大学設置認可され、補助金が支出されたのです。偽りの財産状況を見抜けなかった会計士及び会計士を雇用していた監査法人は、仙台市に8億円の損害を生じさせたというのがオンブズマンの主張です。

本年9月、偽りの財産状況を作り出した学園大の財務部長の刑事裁判における供述調書の証拠調べと当該会計士の尋問を実施しました。この証拠調べよって、会計士として真に学園大に寄附金が存在するか否かを会計士自ら直接確認する義務（具体的には金融機関の残高を直接確認する義務）があるはずなのに、財務部長の供述調書によればそれを怠っていたことがわかりました。これらの証拠関係をふまえ、次回期日を経て裁判所がどのように判断するのか注目されます。

※外務省機密費情報公開訴訟は、現在仙台高裁第3民事部で争われており、次回期日は2009年1月23日午後1時15分です。

# 「仙台市民オンブズマン」の活動

2008.6.16~12.15

2008.

6. 16 平成18年度県議会政務調査費監査請求意見陳述
- 17 県警捜査費検査の件で会計検査院調査官に申し入れ  
〃 県警捜査報償費打ち合せ
- 19 宮城県議・仙台市議費用弁償監査請求
- 23 仙台市議会本会議傍聴
- 24 仙台市議会常任委員会傍聴
- 27 オンブズマンHP打ち合せ  
〃 オンブズマン6月例会
- 30 東北文化学園弁論準備  
〃 政務調査費（県16年度）尋問打ち合せ
7. 1 県警報償費尋問打ち合せ  
〃 タイアップ打ち合せ
- 2 政務調査費（県17年度）公判  
〃 政務調査費（県15年4月）控訴審公判
- 〃 海外視察打ち合せ
- 〃 議会ウォッチャー・仙台第3回世話人会
- 7 費用弁償監査請求意見陳述（県）
- 8 県警報償費（情報公開）証人尋問
- 10 県警報償費（情報公開）控訴審公判
- 11 費用弁償監査請求意見陳述（仙台市）
- 14 県警報償費弁論準備  
〃 県議会政務調査費（19年度）開示
- 15 外務省不作為等判決、記者会見  
〃 県海外視察公判
- 〃 タイアップ会計監査
- 16 議会ウォッチャー本会議場での態度についての評価会議
- 18 オンブズマン・タイアップ総会、懇親会



- 22 仙台市ガス局民営化関係文書開示  
〃 政務調査費（県16、18年度）打ち合せ
- 23 市議会議場バリアフリーについての調査  
〃 知事公用車関係文書開示  
〃 県警旅費打ち合せ  
〃 外務省情報公開控訴審公判  
〃 オンブズマン15周年記念企画実行委員会
- 28 政務調査費（県16年度）証人尋問
- 30 知事公用車関係文書開示
- 31 政務調査費（市15年4月）控訴審公判
8. 4 政務調査費（県18年度）打ち合せ
- 5 タイアップ例会
- 6 宮城球場関係文書開示
- 8 政務調査費（県18年度）監査請求関係文書開示  
〃 外務省不作為等打ち合せ  
〃 議会ウォッチャー・仙台第4回世話人会
- 12 政務調査費（県18年度）提訴
- 19 県警旅費証人尋問
- 21 捜査報償費情報公開（第3次）打ち合せ
- 25 車イス用階段昇降機設置の申入れ
- 28 政務調査費（県15年4月分）打ち合せ  
〃 オンブズマン8月例会
- 30~31 第15回全国市民オンブズマン千葉大会

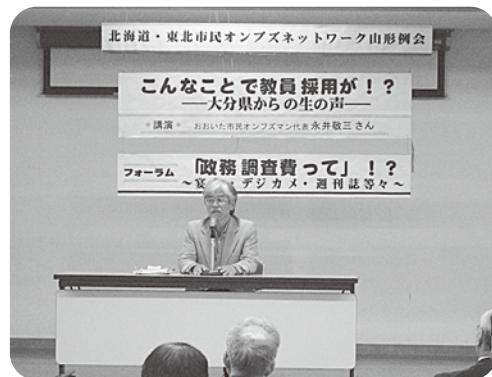


9. 1 地下鉄南北線控訴審（結審）
- 2 議会ウォッチャー・仙台第5回世話人会
- 3 オンブズマン15周年記念企画実行委員会
- 5 市議会本会議傍聴
- 9 県海外視察公判  
〃 捜査報償費情報公開（第3次）公判
- 10 費用弁償についての申入れ（市）・提訴（県）
- 12 政務調査費（市15年4月）公判  
〃 市議会本会議傍聴
- 15 オンブズマン合宿勉強会



- 18 捜査報償費情報公開（第2次）控訴審  
〃 政務調査費（県16年度）公判
- 19 市議会常任委員会傍聴
- 22 政務調査費（県17年度）結審  
〃 海外視察（市）結審
- 〃 市議会決算等審理特別委員会傍聴
- 24 政務調査費（県15年4月）尋問打ち合せ  
〃 オンブズマン9月例会
- 28 全国幹事会
- 30 県警捜査報償費情報公開打ち合せ
10. 1 県議会政務調査費関係文書開示  
〃 オンブズマンHP打ち合せ
- 2 市議会決算審査特別委員会傍聴
- 3 議会ウォッチャー・仙台第6回世話人会
- 6 全国自治体議会調査回答開示（仙台市議会）
- 7 県海外視察公判、打ち合せ  
〃 政務調査費（県18年度）公判
- 〃 15周年記念企画実行委員会（タイアップ例会）
- 8 外務省情報公開公判
- 〃 市議会本会議傍聴
- 15 外務省国賠公判
- 16 政務調査費（県15年4月）打ち合せ
- 20 県警捜査報償費公判
- 21 政務調査費（県15年4月）証人尋問
- 22 15周年記念シンポ打ち合せ  
〃 県警捜査報償費情報公開打ち合せ
- 24 政務調査費（県16年度）打ち合せ
- 27 政務調査費（県15年4月）証人尋問
- 28 県警旅費控訴審結審  
〃 政務調査費（県15年4月）証人尋問
- 29 15周年記念シンポ打ち合せ  
〃 「竜の眼」・15周年記念企画チラシ発送
- 31 地下鉄南北線判決
11. 5 国庫補助事業不正経理調査についての申入（県）  
〃 県海外視察打ち合せ
- 〃 議会ウォッチャー・仙台第7回世話人会
- 6 县議会費用弁償公判
- 7 15周年記念企画記者レク
- 11 政務調査費（市15年4月）控訴審判決
- 13 県警捜査報償費情報公開控訴審公判
- 14 政務調査費打ち合せ
- 17 県海外視察証人尋問
- 18 政務調査費（県18年度）公判  
〃 オンブズマン15周年記念企画打ち合せ
- 19 外務省国賠控訴審公判
- 20 政務調査費（県16年度）公判
- 21 外務省機密費控訴審公判
- 25 県警捜査報償費情報公開公判  
〃 政務調査費（県15年4月）打ち合せ  
〃 オンブズマン11月例会
- 29 オンブズマン15周年記念企画「どうする！地方議会改革」
12. 1 ガス局民営化関係文書閲覧  
〃 政務調査費（県17年度）判決
- 〃 東北文化学園大学公判
- 〃 県警捜査報償費公判
- 2 会報「オンブズマン」No29編集打ち合せ  
〃 タイアップ例会

## 6~7 北海道・東北市民オンブズマンネットワーク山形例会



- 8 議会ウォッチャー・仙台第8回世話人会  
9 会報「オンブズマン」No29編集打合せ  
〃 仙台市議会傍聴  
11 政務調査費（県15年4月）打ち合せ  
15 县議会費用弁償公判  
〃 会報「オンブズマン」No29発行

### 回文コーナー

回文士 法 曹 爽 歩

今回の回文はチョット長い。  
十二支を順々に折り込んだ回文です。

#### 「十二支」一年越神が来る－

- 暦の田神か 暦神が来た 神よいざ行ける  
こよみの た がみか こよみがみが きた かみ よい ざ い け る  
子・丑・寅  
ね・うし・とら
- あの身畏しと身軽くて 卯・辰・巳・午  
あ の みかこし と み かるくて う・たつ・み・うま  
佳い宵醉いて来ぬ 善い使い  
い いよいよ いて きぬ い いつかい
- 年末跳ねる未去ねよ 暦神が申呼ぶ  
ねんまつは ね るひじい ね よ こよみがみが さる よ ぶ  
選り取りわかなね  
選りとりわかなね
- 気だるいで 年間寝ているだけ  
け だる い て ねんかんね て い る だ け
- 年代わり 西呼ぶ夜さ  
ねんかわり とりよぶ よるさ
- 神々よ来よ 寧日昼寝はつまんね  
かみがみよ こよ ねんじひるねは つまんね  
いかつい戌来て いよいよ亥  
いかついぬきて いよいよ亥
- 今海伝うて来る神 年越神の  
いまうみつた う て くる かみ としこしがみの
- 新歳うねる経済ヨミ難き  
あらとしうねる けいさい よみ かた き
- 神々よ来 神が頬みよ 来 ○  
かみがみよ こ かみがいたのみよ こ

## タイアップ会長あいさつ



仙台市民オンブズマン・  
タイアップグループ会長

山田 忠行

師走の慌ただしいなか、背筋が凍るような話題ばかり聞こえていますが、みなさまにはお元気でお過ごしでしょうか。

1993年に産声を上げた仙台市民オンブズマンが、今年15年の節目を迎えました。

11月29日には記念企画としまして、タイアップ会員のみなさまをはじめ多くの方の参加で「講演とシンポジウム」「懇親会」を開催しました（今会報に詳細が掲載されています）。ご協力をいただいた皆さんありがとうございました。

今年は、15周年企画成功にむけて活動を集中しましたので、支援企画は1回お休みしました。その分、来年のオンブズマン支援企画が大当たりし、私の手からオンブズマンの十河代表に過去最高額の支援金が渡せるように…2009年の初夢に終わらないようにしたいです…みなさまのご協力をお願いします。

また、オンブズマンのホームページがリニューアルしました。オンブズマンの裁判など

### 【タイアップグループ例会のご案内】

タイアップグループは、偶数月の第1火曜日に例会をおこなっています。

その時々の「オンブズマン」活動の解説を聞いたり、懇親を深めたりとあっという間に時間が過ぎてしまいます。朝市ビル3階の事務局で18:30からです。どなたでも参加できますので、ぜひお誘いあわせてご参加ください。

来年前半の例会予定（偶数月の第1火曜日）は  
4月7日、6月2日です（2月2日はお休みです）。

### 仙台市民オンブズマン

- (1) 加入資格：仙台市民オンブズマンの活動の趣旨に賛同し、支援する意志のある個人。
- (2) 会費：年10,000円・賛助会員年3,000円  
但し、協賛金については、自由に受け付け、緊急時の支援費用に充当する。
- (3) 活動内容：年2回の会報の発行。臨時の会報は必要に応じて随时発行する。  
市民の為の公開講座などを開催する。  
その他の事業の企画、実施。
- (4) 総会：年1回とし、オンブズマンの総会に準じて開催する。
- (5) 役員：会長 1名、副会長 若干名

も担当者がブログ風に書いていますし、タイアップグループも貢を持っていますので、ぜひアクセスをお願いします。まわりの方にもオンブズマンのホームページをごらんいただきますようおすすめください。担当者の励みにもなりますので、ご意見などもお寄せいただきたいと思います。

オンブズマンが活動を持続させていくには、タイアップもそれに見合ったボリュームが求められます。というよりタイアップの会員が増え活動も広がれば、オンブズマンもボヤボヤしていられません。

また議会ウォッチングの活動もひきつづきおこないますので、来年こそはタイアップ会員の輪が広がりますよう、ぜひまわりの方へのご入会のおすすめをお願いします。

以上、簡単ではありますがよろしくお願いします。

## 仙台市民オンブズマン &タイアップグループ 合同新年会

2009年1月24日(土) 17:00～  
ホテル白萩

会費 5,000円

(飲み物等の差し入れお待ちしています)

※後日、出欠のごあんないをお送りします

### 会員のご紹介と会費納入のお願い

■今期の会費が未納の方、お手数でも払い込み下さい。募金のご協力もおねがいします（振込用紙同封しました）。会員拡大はタイアップ活動のエネルギーの源です。会員・賛助会員それぞれ紹介チラシもありますのでご請求下さい。

会員登録  
七十七銀行本店（普通） 6530010  
郵便局 振込 02290-6-8050  
仙台市民オンブズマン・タイアップグループ

### タイアップグループ会則

- 会計 1名、会計監事 2名
- (6) 役員会：必要に応じて開催する。
- (7) 事務局：事務局の所在地は当面、青葉区中央4-3-28 朝市ビル3階とする。
- (8) 会計について：年会費のうち、30%についてはオンブズマンへの支援金として拠出する。協賛金からの特別拠出金については、必要に応じて随時役員会において決定の上支出する。以上の拠出金、特別拠出金の会計処理内容については、総会の際にオンブズマン事務局より報告を受けるものとする。